

令和4年度

事業計画・予算書

本部会計

児童養護施設会計

地域小規模児童養護施設会計

短期入所センター会計

子育て短期支援事業会計

社会福祉法人

大阪西本願寺常照園

令和4年度 本部会計 事業計画書

1、 理事会及び評議員会の開催について

令和4年6月上旬 令和3年度事業報告、決算報告理事会

令和4年6月中旬 令和3年度事業報告、決算報告評議員会

令和5年3月 令和4年度補正予算(案)理事会

令和5年度事業計画(案)、予算(案)理事会

2、 文集「まつかぜ」第54号の発行

3、 建設積立金への繰入

令和4年度 児童養護施設 事業計画書

【目的】

児童養護施設は、乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする。

【基本理念】

「常照園」は浄土真宗の開祖 親鸞聖人の著書である『顕淨土真実教行証文類（教行信証）』、「行巻末」の『正信念仏偈』の偈文中の「大悲無倦常照我」に由来する。これは、「阿弥陀如来の大慈悲心が倦むことなくいつも人ひとりを照らし続ける」とであり、職員が常に子どもたちに寄り添い、ひとりの子どもをトータルにとらえ、安心で安全な日常生活環境を保障することにつながる。このぬくもりの絆を根幹に、社会的養護を推進していくことを基本理念とする。

【運営方針】

「常照園」は、誰もが「生まれてきて良かったと思えるために」子どもたちの最善の利益を第一に考え、心豊かで健やかな発達権の保障に努める。また、地域に頼られる存在として、あらゆる人とつながることで、子どもたちを社会全体で育てるための居場所となる。

【重点目標】

1. プロ意識とチームワークを備えた組織作り
2. 暴力のない安全・安心な施設運営
3. 誰もが働きやすい職場環境づくり
4. 快適で質の高い生活の実現
5. 生活支援と心理支援の協働
6. 退所後を見据えた自立支援、心理支援の充実
7. 里親支援の充実
8. 地域との連携強化

【令和4年度の展望】

コロナ禍、当園でも感染者が発生し、隔離対応など非常に厳しい対応を強いられた令和3年度であった。令和4年度においては、新たに社会的養護に関心のある嘱託医と契約し、医療機関との連携を強化し引き続き感染対策を十分に講じていく。

令和元年度、「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた計画を策定し、『ぬくもりある安らぎの居場所を創造する』をコンセプトに、本体施設建て替え計画を進めている。令和3年度4月より地域小規模児童養護施設（定員6名

× 2ユニット「凪」「雅」を開設しており、同時にトータル定員数を60名に変更している。地域小規模施設では、これまでの集団生活とは違った個々の生活空間が保たれ、時間がゆったりと流れる「自分たちの家」といった雰囲気が醸成されている。コロナ禍、ウッドショックによる木材の高騰等を受け、計画変更をせざるを得ない状況があったが、令和4年度4月より、地域小規模児童養護施設「雅」6名、分園型小規模グループケア「陽」6名の新たな1棟が開設する。これまで1棟で男子「凪」、女子「雅」の2ユニットであったが、新しい1棟が建ち、女子「雅」が引っ越しし、令和4年度より、既築1棟で男子2ユニット「虹」、「凪」と新築1棟で女子2ユニット「陽」、「雅」とする。大阪府や国と協議を進め、令和4年度半ばより、さらに幼児棟を解体し、児童棟（定員6名 × 2ユニット）、分園型小規模グループケア（定員6名 × 2ユニット）の建設（令和5年度4月より開設予定）。開設と同時にトータル定員数を48名とする。その後、現在の本体施設を解体し、新しく本館を建築する計画を進めていく（令和5年度未竣工予定）。なお、建築に関する費用は、児童養護施設大阪西本願寺常照園拠点区分措置施設繰越特定資産（備品等購入積立資産・修繕費積立資産）から取崩し、また福祉医療機構より借入を行うことを計画している。

短期入所センターとは、コロナ禍、隔離等厳しい対応を協力して乗り越えてきた。今後も地域ニーズの把握に努め、ニーズに応えていけるよう連携を強化し、安全、安心、そして安定した施設運営を目指す。

加えて、令和5年度末竣工後の本館機能として、地域交流スペースも設え、地域の子育て拠点となり、ショートステイやトワイライトステイの安定的な受け入れや一時保護機能の確保など、虐待等の予防的機能を兼ね備えた運営を目指す。自立支援、退所者の居場所づくり、里親支援の拠点などにも頼られる存在感を発揮していく。令和4年度には、その足掛かりとして、里親支援専門相談員、自立支援担当職員、家庭支援専門相談員を中心に、心理担当職員や看護師なども含めた専門職チームを創設し、常照園が目指す高機能化および多機能化の具体性を見出す。

また、あらゆる職種の職員が知恵を出し合い、小規模化する施設の陥りやすい職員の孤立を防ぐ仕組みを築く。そして、子どもも大人も、卒園生も地域の方も、誰もが「生まれてきて良かった」と思えるぬくもりある安らぎの居場所を創造する。

【施設概要】

1、入所定員 60名（本体施設 36名 分園型小規模グループケア 陽 6名、地域小規模児童養護施設 虹 6名、凪 6名、雅 6名、）

2、職員配置 施設長 1名、主任指導員 1名、個別対応職員 1名、家庭支援専門相談員 3名、里親支援専門相談員 1名、バックアップ職員 1名、基幹的職員 1名、自立支援担当職員 1名、小規模グループケア担当職員 3名、ケアワーカー 27名（保育士 11名、児童指導員 16名（内非常勤 1名）、栄養士 1名、調理員 6名（内非常勤 1名）、心理療法担当職員 2名、看

護師 1名、事務員 1名、学習指導員 5名(内非常勤 5名)

【生活支援】

生活支援については、子どもの発達保障権の養護、養育を念頭に、安心、安全な環境を維持し家庭的な雰囲気を築くことにより、心身の安定を目指す。子どもの自主性を尊重し、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養っていく。その中で家族再統合、社会的自立への支援をはかる。

1、宗教的情操の涵養をはかる。

折に触れ宗教的情操教育を実施し、豊かな人間性を養うとともに教区内外の各種団体との交流をはかっていく。

2、学習支援の充実

子どもの学力に応じた学習計画を作成し、指導員・保育士はもとより、施設外より学習指導員を導入し学力向上をはかる。自学自習を尊重する中、職員は積極的に関わり、子どもたちの達成感を引き出す。中高生は学習塾の利用により学力向上をはかり、高校進学・大学進学の促進をはかる。

3、生活の充実

小規模化地域分散化をはかり、より細やかに個々の子どもを大切にできる支援(個別支援)を目指す。個々の生活空間が保たれ、時間がゆったりと流れるぬくもりある安らぎの居場所を創造する。

4、情操教育の充実

キャンプ、アウティング、交流行事、学校のクラブ活動等をとおして、健康で心豊かな子どもを育てる。また、ハイキング等自然と触れ合う機会を設ける。園内のグループワークとして、集団を活かしたスポーツ(フットサル、駅伝、登山など)の取り組みにおいても、職員と子どもたちが共に有意義な時間を持つことで、自己実現を達成できる経験をより多く提供する。また、昨今インターネット利用の若年化、SNSを通じたトラブル等が増加している。ただ管理、禁止をするのではなく、正しい使用法やマナー、トラブルに巻き込まれない自衛能力等を育んでいく。

5、子どもの権利擁護の充実

子どもの意見吸い上げシステムを中心に、あらゆる方法(日常会話、意見箱、アンケート等)で子どもたちの声を聞くことに重きを置き、子どもの声が生活に反映される仕組みづくりを充実させる。自治活動の促進として、児童自治会を中心として、子どもの自治意識を高め、自治会主催の行事を企画し実施する。状況に応じて子どもたち自身で生活を考える場を設定する。

6、健康の促進

嘱託医と連携し、定期健康診断による子どもの健康管理を行う。食中毒や感染症防止のために、帰園後、食事前、排泄後の手洗い、消毒等を徹底する。新型コロナウイルス感染症については、常に情報をアップデートし、ワクチン接種や、検査、隔離の仕方など、その時、最善の対応方法を実践していく。感染者への偏見等が起らないように、事前に意識の持ち方等を共有していく。また、園内のグループワークや園庭や園外での体を動かす遊び等を意図的に日常生活の中に取り入れていく。

7、社会性の促進

人ととの出会いとふれあいを大切にする社会性豊かな子どもを目指して、子どもと地域社会の交流をはかる。地域自治会との共同行事や、防災訓練、清掃活動への参加などを実施。さらに地域自治会の会議の場所や備品倉庫を提供していく。それにより、社会的にも風通しの良い開かれた施設を目指す。

8、リーピングケア・アフターケアの充実 自立支援担当職員の配置

これまでリーピングケア、アフターケアにおける新たな専門性を開拓してきた。ロックスフォーチルという子どもたちのための音楽フェスに参加し、子どもたちの作ったビスコッティを販売した。その収益を自立支援に充てる取り組みを継続して取り組む。大阪弁護士会子どもの権利委員会と連携し、高校生が在園している段階から自立支援弁護士との関係を築き、いつでも相談できる退所後の支援につなげていく。また、マンションの一室を借り、卒園前の自立に向けて、ひとり暮らしの体験を積む自立支援プログラムの実施。また、NPO 法人などの協力を得て、20 歳を迎える卒園生に対し、晴れ着、着付け、メイク等を提供し、成人式式典会場まで送迎するという成人式イベントの実施。退所後 1 年間は、年に 4 回卒園生に仕送りをする仕送りプロジェクトを継続して実施していく。

9、積極的な措置（在所期間）延長の導入

民法改正により、令和 4 年 4 月より 18 歳が成年年齢となる。一方で複雑な生育歴を持ち、常照園に入所してきた子どもたちが、卒園して社会で自立していくことには多くの障壁がある。社会的養護自立支援事業を有効に活用するなど、18 歳を越えても積極的に措置延長し、ソフトランディングで、子どもたちが安心して社会へ巣立っていくようにサポートしていく。

10、心理担当職員の配置

被虐待児童、処遇困難児童等の心理的援助を必要とする子どもに対して、心理療法、心理検査等を実施することにより処遇の向上をはかる。また、心理士が直接処遇職員との連携を密にすることで、子どもへの関わり方の幅を広げていく。さらに保護者や関係機関とのカンファレンス等、必要に応じて心理士が介入し、

助言等を行うことで質の高い支援へつなげる。

1.1、里親支援専門相談員の配置

施設の高機能化、多機能化に向けて、里親支援は重要な役割と位置付けられてきている。家庭養護の推進、入所児の里親委託推進、里親会との連携等、施設が地域の基盤として里親支援、ファミリーホーム支援を里親支援専門相談員を中心に対応していく。里親支援専門相談員がコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の資格を有し、関係機関と連携し地域における里親啓発活動もさらなる充実をはかっている。その中で社会的養護の認知度を高めていく。新たに専門職チームを創設し、他職種とも連携しながら地域型里親支援機関として、子ども家庭センターや関係機関と協力して、新たな里親支援の取り組みを目指す。

1.2、小規模グループケアの実施

虐待を受けるなど心に深い傷を持つ子どものうち、他の入所している子どもへの影響が懸念される等手厚いケアを要する子どもに対して、小規模なグループによるケアを行なう体制を整備する。2階女子フロアに加えて、3階男子フロアでも小規模グループケアを実施し、今後の建て替え計画を見据えた段階的な小規模化をはかる。

1.3、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアの開設

令和3年4月より6名 × 2ユニットでの生活が始まった。これまでの大舎制での集団養育を担ってきたが、新たに小規模施設での生活を進めていくことになるが、不安や戸惑いも少なからずあったが、子どもたちにとって安心、安全、安定したおだやかな雰囲気の中で、しなやかに自分らしさを發揮できる養育を目指している。新たに、令和4年4月より、6名 × 2ユニット（地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア）が開設する。職員配置も増員し、さらなる充実をはかる。

1.4、食育

「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得、及び健全な食生活を実践できるよう導くことを目標とする。栄養バランスの整った規則正しい食事の提供を基盤にリクエスト食や行事食を取り入れ、「食」の楽しさや「食」の大切さを学ぶ機会を作る。また班ごとの誕生日会やホームタイムで、メニューの作成や材料調達、調理、後片付けを通して自ら「食」を営む力を身につける。大阪ガスや外部の協力を得て、月1回程度の料理教室を実施し料理に触れる機会を設けている。被災を想定しての防災食を献立に入れる。その他にも日々の食事でのマナー指導や生活経験を豊かにするため年3回の外食の実施、食生活の充実を図るため月1回の給食会議を行っている。今後的小規模、地域分散化を見据えて、職員における食育調理業

務を育む取り組みを実施する。地域小規模児童養護施設の開設に伴い、栄養士、調理員と指導員、保育士と連携をとりながら、より家庭的な食育の実現に取り組む。また、子どもたちの誕生日を特別な大切な日として、浄土真宗本願寺派大阪教区やお菓子のアトリエ「ハンブルグ」と連携をはかり、すべての入所児の誕生日会にホールの誕生日ケーキが贈られるプロジェクトを実施する。

【地域における公益的な取り組みの推進】

地域の多様なニーズを把握し、社会福祉法人の責務を果たすべく公益的な取り組みを推進し、体罰等によらない子育ての推進等、「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」を目指す。自立支援での取り組みも含めた生活困窮者への支援や、虐待予防に向けての子育て支援に関するニーズに対して、行政や民生委員、NPO 法人等とも連携をはかり、公益的な事業を積極的に開拓していく。神楽町自治会との連携や、イベントの共催。豊津江坂地域福祉ネットワーク会議への参加。豊津西中学校区地域教育協議会への参加。吹田市児童虐待防止ネットワーク会議への参加等実施していく。とりわけ、神楽町自治会との関係強化をはかり、子供会等の役割への職員派遣や、具体的な地域支援を積極的に推進していく。

【非常災害対策関係】

- 1、毎月 1 回の避難訓練、及び年 2 回の消防署立会いによる総合訓練を実施する。
- 2、非常災害対策委員会を設置し避難訓練等の企画・反省を行い、実際に災害が発生した場合、的確に対応できるよう訓練を重ねる。
- 3、非常災害対策委員会、主任会議、職員会議等で地震など緊急時の対応について定期的、また必要に応じて協議する。また防災に関する外部研修の受講などに取り組む。新たに近隣施設の連携等を含めた B C P (事業継続計画) の策定等、さらに非常時における実践的な対応の標準化を強化する。

【施設整備関係等】

- 1、児童棟、分園型小規模グループケア 新築工事
その他補修工事など

【職員関係】

- 1、主体性が活かされ、ぬくもり豊かな組織風土の醸成

重点目標にある、誰もが働きやすい組織づくりにむけ、新任職員から管理者まで、誰もが自分らしく発言でき、不平不満ではなく建設的な話し合いができる組織を創造する。会議のあり方、日々のコミュニケーションに主体的、対話的、参加型を意識し、支え合える職員関係を築いていく。

各職員の主体性が發揮されるよう誰もが発案できるアイデアシートを活用する。また、小規模化を推進する中で陥りやすい職員の孤立をどのように防いでいくか、あらゆる職種の職員が知恵を出し合い、主体性を持ってチームで協力し合える組織作りに、建設の段階から創意工夫していく。

2、職員研修の充実

職員資質の向上を目的として、年間をとおして定期的に研修会を実施する。心理職を中心に、アタッチメントやトラウマ等の理解を通じて、生活の中で予防的、肯定的に子どもに関わることを意識した研修を実施する。スキルアップを目指し、各職員のレベル・ニーズに合わせた階層別の研修を実施する。

また、子どもの処遇困難ケース等については、隨時ケース検討会を実施し処遇の向上をはかる。さらに中長期計画を視野に入れ、小規模かつ地域分散化に向けた研修、外部の施設見学、食育調理業務のスキルアップ研修等も必要に応じて実施していく。

その他、大阪府及び大阪府社会福祉協議会等の主催による研修会に参加する。加えて、各職員が自発的に情報入手し参加を希望する研修(Self Development System)を積極的に受講する。

加えて、厚労省より、令和4年4月より適切な職場環境維持(ハラスメント対策)への取り組みが義務付けられた。職員会議等で職場風土としての意識を高めていく。

3、人材育成

「人材を人財に」をテーマに、キャリアパス制度を導入し、コンピテンシーシートを用いた面談を実施するなかで、求められる人材像を明確にし、各職員の目標(短期・中長期)を共有し、それを意識した人材育成に取り組む。また、心身不調の予防回復を含めた育成体制をはかる。

さらに、実習生やボランティアの積極的な受け入れをする中、職員が丁寧な対応を心がけ、この仕事この職場の魅力を、熱意を持って伝えることで「常照園で働きたい」「この人と働きたい」と思ってもらえるよう人財を育成していく。

4、健康管理

毎月1回の検便、年2回の健康診断を実施する。全児童全職員がインフルエンザの予防接種を実施する。新型肺炎コロナウイルス等感染症拡大防止を念頭に、日々の手洗い、うがい、アルコール消毒の励行に取り組む。また隨時、感染症関連の情報収集に努め適宜対応する。心理職がストレスチェック実施者となり、各職員に対しストレスチェックを実施していくなど、気軽に悩みを相談できる環境づくりに取り組む。また、嘱託医と連携を強化し、日常生活での困りごとなど、密に相談できる関係性を構築する。

5、職員の福利厚生

インフルエンザ予防接種にかかる費用の事業所負担を実施する。また、コロナワクチン接種については、接種を推奨しており、それに伴う手当を支給する。新年会、歓送迎会をはじめ、年2回以上の親睦会を実施する。費用は事業所負担で行う。レイドバック休暇として、ローテーション勤務の中で取得しにくい長期休暇を、意識的計画的に取り入れていく。年末年始に出勤する職員への手当てを支給する。また365日24時間体制の中で、イレギュラーな勤務時間で対応することも多く、必要に応じてフレックスタイムで休憩時間を動かすなど対応していく。

令和4年度 短期入所センター 事業計画書

【目的】

本事業は、障がいを持つ人々やその家族が安心して地域で暮らすことができるよう、家族に代わって一時的に預かることにより、福祉の向上をはかることを目的とする。

【施設概要】

1、利用定員 短期入所 10名 日中一時支援 10名
対象：障害児・者

2、職員配置 管理者（施設長）1名
生活支援員 4名（男性職員2名 女性職員2名）
非常勤生活支援員 2名（女性職員2名）
非常勤調理員 1名 非常勤経理 1名 計9名

【令和4年度の動向】

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害者虐待防止の更なる推進としての取り組み、また、身体拘束等の適正化の更なる推進のための取り組み、加えて、適切な職場環境維持（ハラスメント対策）への取り組みが義務付けられた。当短期入所センターとして、虐待防止委員会、身体拘束等適正化検討委員会を創設し対応する。また、ハラスメント対策を講じる。

【サービス関係】

当短期入所センターは、誰もが「生まれてきて良かったと思えるために」利用児・者の最善の利益を第一に考え、より一層のサービスの向上を目指し、以下の点について特に留意し、利用児・者のケアにあたる。

1、事故や病気から利用児・者を守る

何よりも、利用児・者の安全を優先する。

食中毒や新型コロナ感染症等の感染症防止のために対策を行っていく。

非常時マニュアルの充実をはかり、設備を整え、職員の専門技術を高め、怪我や病気から利用児・者を守る。

2、快適で楽しい生活の場を創る。

家族から離れての不安や緊張をやわらげるため、利用児・者にあわせた援助を行う。通園、通学、通所、通勤等も、家庭にいる時と同じようにできるだけ実施する。再び利用したくなるような施設を目指す。壁面装飾をほどこし、明るい雰囲気を提供する。

- 3、利用児・者の家族が安心して利用できる施設になる。
バースデーカード等を発送し、身近な施設であることを知らせる。
家族への連絡票を通じ、利用中の様子を家族に伝える。
- 4、利用児・者の家族と共に、開かれた施設運営をはかっていく。
家族と施設職員との語り合う場を大切に、密な関係性を築き施設運営に活かしていく。
- 5、外部機関との連携の強化をはかる。
行政（吹田市・豊中市）や、他の事業所との情報共有をはかり、連携を密にしていく。

【非常災害対策関係】

児童養護施設に準じ、避難訓練は合同で行い、また「短期入所センター」独自でも行う。非常対策委員会にて避難訓練等の企画・反省を行い、実際に災害が発生した場合、的確に対応できるよう訓練を重ねる。また、災害時には業務継続計画を用い、事業が継続できるよう職員に周知できるよう努めていく。

【職員関係】

- 1、職員研修の充実
職員の資質向上を目的として、本年度の研修計画に基づき、大阪府社会福祉協議会や知的障害者福祉協会主催の研修、研究会等に参加する。また、虐待防止や身体拘束等の適正化、またハラスメント研修等を実施する。隨時ケース検討会を実施し、サービス提供に活かしていく。
- 2、健康管理
毎月1回の検便、嘱託医と連携し年2回の健康診断を実施する。全職員向けインフルエンザの予防接種を実施する。日々の手洗い、アルコール消毒、換気等の励行に取り組む。また隨時、感染症関連の情報収集に努め適宜対応する。
- 3、職員の福利厚生
インフルエンザ予防接種にかかる費用の事業所負担を実施する。また、コロナワクチン接種については、接種を推奨しており、それに伴う手当を支給する。新年会、歓送迎会をはじめ、年2回以上の親睦会を実施する。費用は事業所負担で行う。

【今後の展望】

地域ニーズの把握に努め、ニーズに応えていくよう児童養護施設との連携を強化し、安心、安全、そして安定した施設運営を目指す。

令和4年度 子育て短期支援事業 事業計画書

1. 事業の目的

この事業は、児童を養育している家庭の保護者の疾病等の社会的な事由や父子家庭等の保護者の仕事等の事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童を児童福祉施設において一定期間、養育及び保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2. 実施主体 吹田市・豊中市・枚方市・池田市・箕面市・摂津市・尼崎市

3. 事業の種類及び内容

【短期保護（ショートステイ）事業】

（1）事業の内容

この事業は、児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由（疾病・出産・看護・事故・災害・冠婚葬祭・失踪・就労及び学校等の公的行事への参加）によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育・保護を行うことを内容とする。

（2）利用対象児及び期間

この事業において対象となる者は、吹田市・豊中市・池田市・箕面市・枚方市・摂津市・尼崎市に居住し児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童で、市長が必要と認めた者とする。また、養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市長が保護者にやむを得ない事情があると認めた場合には、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。

【夜間養護（トワイライトステイ）事業】

（1）事業の内容

この事業は、児童を養育している父子家庭等が仕事等の事由によって帰宅が恒常に夜間にわたるため、児童に対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、その児童を児童福祉施設に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行う。

（2）利用対象児及び期間

この事業において対象となる者は、吹田市・豊中市・池田市・箕面市・摂津市・枚方市又は、尼崎市に居住し父等の仕事等が恒常に夜間にわたる父子家庭等の児童であって、市長が必要と認めた者とする。また、養育・保護の期間は6ヶ月以内とする。ただし市長が保護者にやむを得ない事情

があると認めた場合には、同一年度内の必要最小限の範囲でその期間を延長することができるものとする。

【養育・保護の内容】

（1）快適で楽しい生活の場を提供する

家族から離れての不安や緊張をやわらげるため、利用児にあわせた援助を行う。

（2）利用居室は同一年齢児の居室を使用する。

（3）利用児の日課

利用児の日課は児童養護施設児童の日課に合わせる。また、利用時間が食事時間に含まれる場合は食事の提供を行う。

（4）病気・事故への対応

病気や事故の発生があった場合は、委託市並びに保護者に連絡を取るとともに医療機関への通院等適切な対応を行う。